

1. 組織名

一般社団法人日本鉄鋼連盟

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

(意見)

我が国では鉄鋼製品の輸入関税が撤廃されているが、TPP参加国の中には依然として輸入関税が残存している国がある。TPP参加により、EPA未締結の豪州、ニュージーランドや、EPA締結国でも一部高関税が残存するマレーシア、ベトナムにおいて関税が引き下げられるよう、要望したい。鉄鋼業界として、特に関心の高い国や品目等を以下に列挙する。

(具体的な要望)

(1) マレーシア: 非合金鋼熱延鋼板(HS7208項), 関税率20%

日馬EPAでは鉄鋼(HS72類)、鉄鋼製品(HS73類)の関税は2016年に撤廃されるスケジュールであるが、非合金鋼熱延鋼板(一部品種を除くHS7208項)はセンシティブリストに含まれている。そのため、関税引き下げの対象外となっており、高い関税率が賦課され続けていることから、TPPでの関税引き下げを要望したい。

(2) ベトナム: 非合金鋼冷延鋼板(HS7209項), 関税率10% 非合金鋼ブリキ(HS721012)7.5%、非合金鋼形鋼の一部(HS7216項)15%

日越EPAにおいて、鉄鋼(72類)、鉄鋼製品(73類)の関税は概ね2019年までに撤廃されるスケジュールであるが、センシティブリストに含まれる一部品目はベースレートが維持される等、税率の引き下げ対象外となっているため、TPPでの関税引き下げを要望したい。

(3) 豪州: 鉄鋼(HS72類)および鉄鋼製品(HS73類), 関税率5%

日豪EPAは交渉中であり鉄鋼・鉄鋼製品の関税引き下げスケジュールが確定していないことから、TPPでの関税引き下げを要望したい。

(4) ニュージーランド: 鉄鋼(HS72類)および鉄鋼製品(HS73類), 関税率5%

既にMFN税率が0%となっている品目もあるが、センシティブリストに含まれる非合金鋼薄板類(一部品種を除くHS7208~7212項)等での同税率は残存しており、TPPでの関税引き下げを要望したい。

**(情報)**

・豪州において、中国製品には開発途上国として関税が賦課されておらず、MFN税率が適用される日本製品は開発途上国に劣後する状況となっている。

・ニュージーランドはASEAN/豪州、中国等とFTAを締結しているため、協定未締結の日本はそれら諸国に劣後している。

国	品目	関税率 (2013年)
マレーシア	熱延鋼板	30.0%
	冷延鋼板	13.6%
	亜鉛めっき鋼板	13.6%
ベトナム	冷延鋼板	7.0%
	亜鉛めっき鋼板	0.0-12.0%
豪州	熱延薄板類(普通鋼)	5.0%
	冷延鋼板類(普通鋼)	5.0%
	亜鉛めっき鋼板	5.0%
NZ	亜鉛めっき鋼板	7.0%

出所: 各国関税率表

## 2. 提出意見②

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

**(意見)**

鉄鋼産業は、原料を輸入に大きく依存しており、TPP交渉により資源の輸出規制を制限する共通ルールが確立されれば、原料の安定調達を促進する効果が期待できる。

**(具体的な要望)**

資源の輸出規制を制限する共通ルールの確立を要望する。

## 2. 提出意見③

該当する交渉分野

原産地規則

意見

**(意見)**

我が国の高品質・高性能な工業製品の輸出を促進する環境を整えるべく、より柔軟な原産地規則を採用すべきである。

**(具体的な要望)**

鉄鋼分野の原産地規則は、付加価値基準(VA)ではなく、関税分類変更基準(CTC)を採用すべきである。具体的には、我が国の鉄鋼関連企業の製造工程や輸出の実態に即したCTH(上4桁変更基準)またはCTSH(上6桁変更基準)が採用されることを要望する。

**(情報)**

我が国の高炉一貫鉄鋼生産においては、鉄鋼原料(鉄鉱石、石炭等)の殆どを輸入に依存しており、輸入国、量、価格、購入時期が異なる輸入鉄鋼原料が1ヶ所のストックヤードに集積されている。こうしたことから、輸出する鉄鋼製品に対し、どの国から輸入した鉄鋼原料がどの程度含まれているか計算することが事実上不可能である。一例をあげると、日アセアンEPAの原産地規則が付加価値基準(VA)を採用しているため、鉄鋼企業は本EPAを利用した輸出が実質的に不可能である。

## 2. 提出意見④

### 該当する交渉分野

TBT(貿易の技術的障壁)

### 意見

#### (意見)

・WTO・TBT協定で規定されている強制規格は、「国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する」と謳われており、また、その導入の正当な目的は、「特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全」のためと謳われている。従って、我が国鉄鋼業は、中間素材である鉄鋼製品に対する強制規格の導入については、その必要性について十分な検討がなされるべきであると考えている。

・万一、TPP参加国が強制規格を導入する際は、その効果とそれに伴う当該国の負担増等について、合理的かつバランスのあるルール作りが必要であり、過度に貿易制限的な措置とならないようにすることが重要である。

・現在、既に強制規格制度、適合性評価制度を導入している国においては、特定の規格以外での輸入を認めないことにより、現地の需要家が要求する規格での輸出が不可能になるケースがある。これら制度の導入や運用が必要以上に貿易制限的にならないようにするためにも、「相互承認制度」の活用について、今後研究を進め、本制度が我が国鉄鋼業の利益に資することが確認された場合、改めて要望させていただきたい。

#### (具体的な要望)

・アジア諸国との貿易においては、強制規格・適合性評価制度、船積み前検査制度などが導入される事例が増加しており、規格、認証および検査証明書の取得に過度な負担を強いられ、市場アクセスの阻害要因となっている。したがって、協定参加国が新たな強制規格や適合性評価手続を制定、もしくは変更する場合に、貿易に対する不必要な障害となることを回避するためのルールの強化や政府および産業界が意見を述べる機会を得られる仕組みを要望する。

## 2. 提出意見⑤

### 該当する交渉分野

貿易救済

### 意見

#### (意見)

リーマンショック以降、世界的な鉄鋼の過剰生産などを背景に、鉄鋼貿易面ではWTOルール上問題のあるアンチダンピング調査が濫用されており、このような貿易救済措置は、一旦発動されると当該国・地域への輸出が完全にストップするなど、その影響は極めて甚大で、これまでの市場アクセス向上の成果が阻害される懸念がある。TPP交渉においては、貿易救済措置に関し、WTOルールと整合性のある統一的な国際ルールの整備や運用の改善を図るべきである。

#### (具体的な要望)

- ・我が国がWTOルール交渉で提案している、“AD措置は最初のAD税賦課の日から8年で失効するルール(自動サンセット)”によるサンセット条項の適用。
- ・AD税がダンピング・マージンか損害マージンのいずれか低いほうを超えないようにする”レッサー・デューティールール”の導入。
- ・AD/CVD/SG措置導入に伴う関税賦課マージンの算定根拠の開示義務化。

#### (情報)

- ・WTO協定で原則5年で失効するとされているアンチダンピング措置が長期化(10年超)しているケースがある。
- ・アンチダンピング措置では、ダンピングの限度を超えない税率にて税を賦課出来ることになっているが、国内企業の損害を回復するに必要な税率(損害マージン)を超える税を賦課しているケースもある。

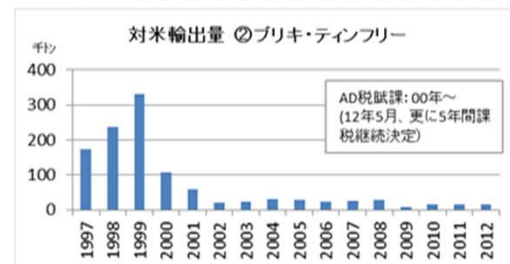
#### 【例】米国による不当に長期にわたる AD 税賦課

各期間に開始された AD 措置で 2011 年 6 月末現在賦課が継続している件数 (鉄鋼以外を含む)

賦課開始年	1975-79	1980-84	1985-89	1990-94	1995-99	2000-04	2005-09	2010-
インド					6	61	92	37
米国	2	4	26	26	38	73	60	20
EU				7	14	32	55	9
中国						37	54	17

出所: 経済産業省

<AD 措置> WTO 上認められた貿易救済措置の 1 つで、他国が不当に安い価格 (不当廉売) で輸出をした場合、輸入国政府が国内産業を保護するために関税を課すこと。WTO 協定では、①ダンピング、②国内産業への損害、③ダンピング輸入と国内産業の損害の因果関係が認定された場合、AD 関税を課すことが認められている。



## 2. 提出意見⑥

### 該当する交渉分野

貿易救済

### 意見

#### (意見)

・貿易救済措置の不適切な発動や濫用の抑止に資する制度を導入すべきである。

#### (具体的な要望)

・ダンピング輸出などの不公正な貿易慣行の是正や貿易救済措置の発動の抑制・未然防止を図るべく、当該政府間による統計データの検証を含む事前協議システムのルール化を要望する。

#### (情報)

・貿易救済措置の調査においては、提訴国が把握している輸入データと被提訴国が把握している輸出データに大きな乖離が見られるケースが多々あり、これら二国間で把握しているデータの齟齬が生じないようにすることが重要である。

・米韓FTAにおける事前協議システムや、WTO紛争解決手続きの二国間協議制度などが現存している。

## 2. 提出意見⑦

### 該当する交渉分野

政府調達

### 意見

#### (具体的な要望)

米国の陸上交通援助法(Surface Transportation Assistance Act)で規定されている、高速道路等の陸上輸送に関する公共工事における米国製鋼材の使用義務規定を緩和し、海外から輸入される鉄鋼素材の使用を州・地方政府レベルの公共工事にまで認めることを要望する。

#### (情報)

・米国では、1933年に成立した連邦バイ・アメリカンの基本法であるバイアメリカン法(Buy American Act)、2009年に成立した米国再生・再投資法のほか、各法(陸上交通援助法など)においてバイ・アメリカン条項が規律されている。

・米国の陸上交通援助法(Surface Transportation Assistance Act)は、高速道路などの陸上輸送に関する公共工事において米国製鋼材の使用が義務付けられている。本規定による米国製鋼材の定義は、米国で“melted and poured”されたことが条件となっており、日本を含む海外から輸入される半製品や熱延鋼板などの素材を使った製品が米国の公共工事に供給できないという事態に陥っている。

## 2. 提出意見⑧

### 該当する交渉分野

投資

意見

#### (具体的な要望)

TPP交渉参加国の一部の国において、内外投資家の無差別原則に照らし、国内制度の未整備や特定措置の履行要求が行われている。ブルネイ等に対し、わが国がこれまでに締結したEPAで確保できなかった特定措置の履行要求(役員国籍要求、自国民雇用要求等)の禁止などの約束を確保することを要望する。

## 2. 提出意見⑨

### 該当する交渉分野

投資

意見

#### (具体的な要望)

豪州においては、不動産等の特定の豪州資産が総資産の50%超を占める会社の株式を他者に移転すると、豪州税務当局がcapital gain taxを課す場合がある。経営統合に伴う株式移転の場合、株式取得による経営統合は課税が繰り延べられるのに対し、(豪州には制度のない)単純合併による経営統合の場合には繰り延べに関する明文の規定がなく、統合スキームを選択する上での制約となっていることから、本課税制度が改善されることを要望する。

## 2. 提出意見⑩

### 該当する交渉分野

投資および物品市場アクセス

### 意見

#### (意見)

豪州連邦政府は2012年7月、一定額を超える利益を得た鉄鉱石および石炭サプライヤーを対象に「鉱物資源利用税 (Minerals Resource Rent Tax:MRRT)」を導入した(なお、従来のRoyalty賦課制も残っているものの、当該税対象企業はRoyaltyが控除される)。

当該税には以下の懸念がある。

・豪州で資源開発・投資活動を行う日本企業が出資する現地企業の経済的負担の上昇を招き、開発投資活動意欲を減退させる可能性が高まり、両国間延いてはTPP加盟各国間の投資環境に悪影響を及ぼす。

#### (具体的な要望)

同制度の撤廃

#### (情報)

##### ・導入経緯

2010年5月 連邦政府は新資源税として、「資源超過利潤税 (Resource Super Profit Tax:RSPT)」の導入を発表。

2010年7月 資源業界猛反発のため、連邦政府は資源超過利潤税を大幅修正し、鉱物資源利用税に改称。併せて資源エネルギー大臣と大手サプライヤーを共同責任者とする政策移行グループを創設。

2010年12月 政策移行グループは同税の詳細設計等に関し連邦政府に答申書を提出。

2011年6月 連邦政府は答申書を全面的に受け入れ、導入ドラフト法案を公表。

2011年11月 関連法案が23日に下院可決。

2012年3月 関連法案が同19日に上院可決。

2012年7月 1日、施行。

##### ・制度比較

Royalty 制度 (従来適用)	RSPT 概要 (廃案)	MRRT 概要 (新税)
<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄鉱石・石炭に対し、従価制 Royalty を採用。</li> <li>例 1) Western Australia 州 / 鉄鉱石               <ul style="list-style-type: none"> <li>塊鉄石：7.5%</li> <li>粉鉄石：5.6%</li> </ul> </li> <li>例 2) Queensland 州 / 石炭               <ul style="list-style-type: none"> <li>100 豪\$未満：7.0%</li> <li>100 豪\$～150 豪\$：12.5%</li> <li>150 豪\$以上：15.0%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての鉱物、石油プロジェクトを対象。</li> <li>資源を扱う全企業 (約 2,500 社)</li> <li>税率：40%</li> <li>法人税：12FY～13FY=29%、14FY～15=28%</li> <li>※会会計年度=7月～翌6月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄鉱石・石炭を対象。</li> <li>利益が 75 百万豪ドル以上の企業を対象 (300 社超)</li> <li>税率：30% (採掘控除 25%分を減じた実効税率は 22.5%)</li> <li>法人税は現行の 30%から 29%に引き下げ</li> <li>州政府が課す Royalty は全額控除</li> </ul>



## 2. 提出意見⑪

### 該当する交渉分野

競争政策

### 意見

#### (要望)

企業結合審査の基準・手続きが国毎に異なるため、複数国の競争当局に企業結合届出を行う場合に対応するための負担が大きくなる場合がある。また、競争法上、営業政策を一体的に行うことのできるグループ企業の範囲が国毎に異なるため、グループベースでの営業政策が制約される場合があることから、TPPにおいて企業結合規則、カルテル規制等、競争法に関する各国制度の調和が望まれる。

## 2. 提出意見⑫

### 該当する交渉分野

環境

### 意見

#### (具体的な要望)

各国は、当該国の事情により、独自の環境関係の税制や規制を有していることから、早急に加盟国に対して新たな税制や規制を導入させるようなことは行うべきではない。